

特別支援教育就学奨励費について（事前のお知らせ）

東大阪市教育委員会では、市立小中学校及び義務教育学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的な負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助しています。

この奨励費を希望される方は、7月中旬ごろに配布される「お知らせ」に記載の二次元コードより電子申請してください。なお、世帯の収入状況により支給できない場合があります。

援助される費目のうち区域外から通学し定期券を購入している方は定期券の写しの提出が必要ですのでご準備ください。

【配布時期】 7月中旬ごろに配布します **【支給時期】** 令和9年3月末

【対象者】 東大阪市立の小中学校及び義務教育学校の支援学級に在籍する児童生徒

「就学援助認定者」や「生活保護受給者」への支給はありません。（区域外の通学費は除く）

【援助を受けられる方の目安】（令和8年度予定）

令和7年中の世帯全員の所得合計額に応じた支弁区分により、支給内容が変わります。

支弁区分	認定基準額（4人世帯の目安）（※1）
I 段階・II 段階	所得合計額 7 4 5 万円未満
III 段階（※2）	所得合計額 7 4 5 万円以上

（※1）この支給対象基準額は**4人世帯の場合の目安額**です。

社会保険料、生命保険料控除額、地震保険料控除額、世帯構成員の年齢等、各家庭の状況により上記の所得金額未満であっても、援助できない場合もあります。

（※2）III 段階は区域外の通学費のみが対象です。全期間の定期券の写しの提出が必要です。

【援助される費目及び金額】（令和8年度）

	入学用品費(*1)	学用品費等(*2)	臨海・林間学舎費(*3)	修学旅行費(*3)	通学費(*4)
	4 月在籍 1 年 7 年	全員	参加者	参加者	該当者
小学校	28,530 円	6,620 円	1,845 円以内	10,790 円以内	最も経済的な 経路分
中学校	31,500 円	12,525 円	3,105 円以内	28,860 円以内	

（*1）入学用品費は就学援助制度の令和7年度入学準備費を受給している場合は対象となりません。

（*2）学用品費等には校外活動費（日帰りの遠足）を含みます。

（*3）臨海・林間学舎費と修学旅行費については上記金額を上限に実費負担の1/2を支給します。

（*4）全期間の定期券の写しが必要です。挙証資料に基づき最も経済的な経路及び金額により算出します。III 段階は最も経済的な経路分の1/2を支給します。

【お問合せ先】 東大阪市教育委員会（学事課）

住所：東大阪市荒本北1丁目1番1号

電話：06-4309-3272 FAX：06-4309-3838